我國の軍隊、世々天皇の親率し給ふ所にして、神勅に曰く、時に臨み変に応じ、人心を一にし、武を海外に振ひ、以て皇運を扶翼すべしと、是れ我が歴代の天子、武を以て国を立てられし所にして、我が祖宗の遺訓、実に此に在り、而して我が国体、文と武とを兼ね、文武の道、一に天子に出で、兵権の帰する所、古今一致、内は以て人心を鎮撫し、外は以て国威を海内に輝かし、以て万世不易の大経を垂れ給へり、我が皇祖皇宗、既に此の大業を開き、我が歴代の天子、之を継ぎ、之を守り、以て今日に至る、是れ我が国体の尊厳なる、万国に卓越する所にして、我が臣民の、忠を尽し、義に赴き、以て国に報ずるは、固より当に其の分を尽すべきなり、而して近時、人心の趨向、或は之を誤まり、或は之を忘るるに至る、其の由来する所、蓋し、文武の道、未だ全からず、武を以て文を掩ひ、文を以て武を圧するの弊、尚ほ未だ絶えざるが、之を矯正するの方、未だ全からざるが、之を矯正するの方、未だ全からざるが、之を矯正するの方、未だ全から

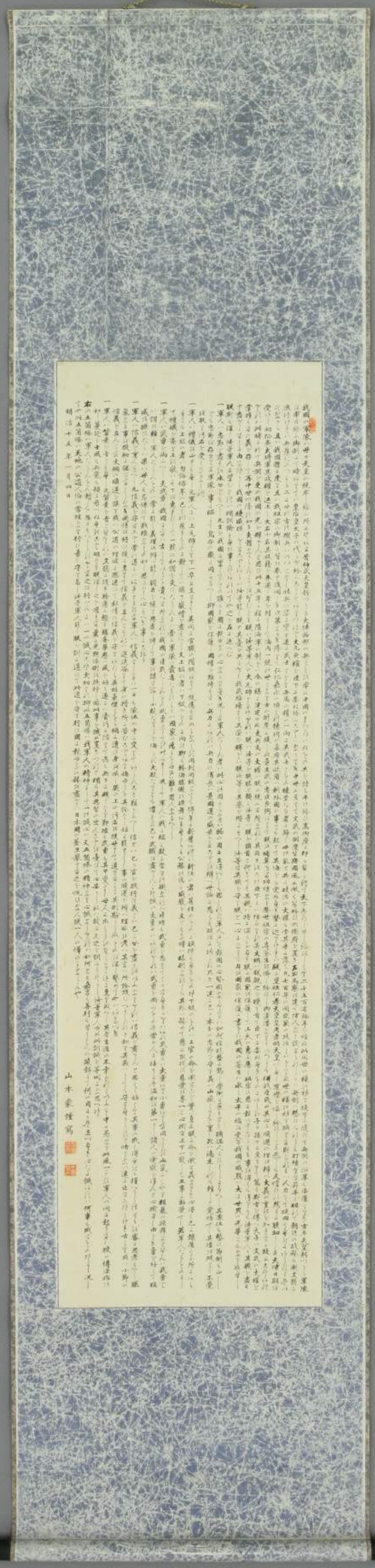

山本象陸写

我國の軍隊ハ世々天皇の統率給ふ所なり昔神武天皇躬つから大伴物部の兵を率ひ中國のまつろはぬ者を撫し給ふ時ハ皇后皇太子の代らを給ふあるを以て神武大凡兵權を臣下に委ね給ふ古ハ徴兵ハ以つて農なりつるに二ハ分れ古ハ徴兵ハ以つて壮兵の姿に變し遂に武士となり兵馬の權ハ一流に帰けるハ兵農なりつるに二ハ分れ古ハ徴兵ハ以つて壮兵の姿に變し遂に武士となり兵馬の權ハ一ひとつに帰し且ハ我國體に戻り且ハ我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なり爰に降りて弘化嘉永の頃より利德を受け〳〵初征夷大將軍其政權を返上し〳〵大名小名其版籍を奉還し〳〵年を經ずして海内一統に世と共に古の制度に帰し給ハ此時に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五年ゝ程に陸海軍の制を一会の樣に建定めぬ掌握する所の義を存し〳〵再中世以降に如き失體なきこと我望む所なり朕と其憂を共にせ我武維揚して其性を盡さしむるに由なし〳〵我國の稜威振ハざる所ハ汝等能〳〵

中古中國のまつりごとハぬしの共を討ち平け給ひ高御座に即き給ひて天下をしらしめ給ひしより二千五百有餘年を經ぬ此間世の樣ハ移り変りぬるもの共を討ち平け給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人なども設けられしハ兵制も中世ハ至りて文武の制度皆唐國風に倣ひ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人なども設けられしハ兵制も中世ハ至りて文武の制度皆唐國風に倣ひ給ひ兵馬の權ハ一向に其武士ともの棟梁たる者に歸し世ハ亂に共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とハなりぬ世の樣永の頃に到り德川の幕府其政を執り剰外國の事にも起りて其侮をも受ぬべき勢に迫りぬ朕ハ皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇に仕へ宸襟を悩ませ古の制度に復し文武の忠臣良弼に朕ハ補翼を以て功績を歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひ御遺澤なりと雖も併我臣民樣に建定めぬ夫兵馬の大權ハ朕の統ふる所なれハ其司々ハ臣下に委ぬべきものにあらず其大綱ハ朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず

武將ハ朕の股肱と頼み汝等を股肱と頼み汝等ハ朕を頭首と仰ぎ其親ハ特に深かるべき朕の國家ハ保護し上天の惠に應じ祖宗の恩に

武維揚りて其榮を輝さハ朕汝等と其譽を偕にして汝等皆其職を守り朕と一心に力ハ國家の保護に盡さハ我國の蒼生ハ永く太平の

樂況し奮ふ軍人たらん者ハ此心を固くし物の用に立得ん思ひ軍人ハ如何程技藝に熟し學術に

ハ兵力に頼ハ兵力の消長ハ是國運の盛衰なるを知り辨へ世論に惑ハず政治に拘ハらず只々一途に己が本分の忠節を守り義ハ山嶽

統屬なるのみならず同列同級たりとも停年に新舊ハ新任の者ハ舊任のものに服從すべきものなり下級のものハ上官の命を承り少しも

下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲ハ振舞ふべからず上官ハ國家の治まるべき難き罪人なるべし

公務ハ為に威嚴を主とすべき時ハ格別なれども其外ハ務めて懇に取扱ひ慈愛ハ專

武の叶ふまじ況して軍人ハ戰に臨み敵に當りハ片時も武勇を忘れざるべきハ武勇に小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼ず己が武職ハ盡さんこと誠の大勇にハ武勇を尚ぶものの常々人に接するに温和にして

一日も隊伍の中に交りて信と義とハ己が言を踐行ひ義とハ己が分を盡すハ以ての外なり信義を盡さんと思ひ始め

身の措き所に苦むべきハ悔ゆるを其詮なし始に能く事の順逆を辨へ理非ハ考へ其言ハ所詮踐むべきと知り其義ハ重し守り

雄豪傑ともの禍に遭ひ身ハ滅し屍の上の汚名ハ後世に遺すこと其例數多なり

遂に貪汚に陷りて志も無下に賤しくなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪弾を受け迫に至りぬ其身生涯の不幸なれとも

行ひ略此事を誡め置きつれと猶も其惡習の出んかを慮ひて心安からねハ故に又之を訓ふるなり汝等軍人ハ此訓誡を等閑に思ふ

此五箇條ハ我軍人の精神なり心誠なるハ如何なる嘉言も善行も皆うそ人の裝飾にて何の用かあらんや

此道を守り行ひ國に報ゆるの務ハ盡さハ日本國の蒼生擧て之を悅ひなん朕一人の懌のみにあらず

山本蒙

め給ひしより二千五百有餘年を經ぬ此間世の様推移に換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なるべき古へ天皇朝つゝ軍隊六衛府を置き左右馬寮を建て防人なども設置られしかは矢制は整ひ打續き昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れも亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治となるに世の様推移に換るに斯なるは人力を挽回するに足らず迫るに及ては朕の皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いつれも宸襟を惱し給ひしこと恭しくも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりとは併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知るに故に古昔の様に其大綱は朕親之を攬ぬ肯て臣下に委ぬ事なきを以て子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を一心に合して力を國家の保護に盡し我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華となるべし

軍人は報國の心堅固なるべからず如何程技藝に熟し學術に長じ勇を猶偶人に比すべきのみ其隊伍も整ひ節制も正しくとも政治に拘らず只々一途に己れ本分の忠節を守り義は山嶽より重く死は鴻毛より輕しと覺悟せば其操を破て不覺を取ることなく上官の命を承ること小なりとも實は直に朕が命を承る義なりと心得て己れ隷屬たる所に於ては上下一致して王事に勤勞せば若軍人たるものは時に格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せば

武勇を忘れてはならず武勇は大勇あり小勇あり同じく武勇なれは血氣にやる粗暴の振舞なるべし武勇は常に人に接るに温和を第一とし諸人の愛敬を得んと心掛けを由なき勇を好まず猛

己れの分を盡すに以ふなれは信義を盡さんと思ひ始めて其事の成し得べきを得て能く審に思考を凝

誠に其言は所詮踐むべきを知り其義は守るべきを悟れは速に止るべきを古へ或は小節の

故に又之を訓ふるに汝等軍人たる此訓誡を等閑に思ふ

中々愚なる此風に流れ軍人の間に起るべきは彼の傳染病に

如く其身生涯の不幸なれは

勅諭

西垣文庫
文庫10
8820